

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原 1-93
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

県教委保健体育課における生徒の健康と安全への無関心

茨城県高等学校教職員組合は、学校における教育条件整備にかんして毎年度、茨城県教育委員会に要求書を提出し交渉をおこなっている。

昨年8月28日の交渉で、県教委が再検討する

として持ち帰った件（本紙第1071号・2013年9月10日）について、11月25日、さらに1月16日にかさねて交渉をおこなった。

概要はつぎのとおり。

○熱中症防止の対策なし

県教育委員会は、昨年8月19日づけの熱中症防止に関する通知で、各学校に対して「部活動及び屋内外での教育活動全般におきまして〔……〕事故防止のために万全を期するよう」求めた。しかし、県教委はなにひとつ具体策を講じていない。

高温・多湿の環境下での発汗による水分喪失と、皮膚血管の拡張による内臓の血液循環障害、低ナトリウム血症による筋痙攣と急性腎不全、そして脳血流減少と脳温度上昇が体温調節中枢を障害することによる高体温と多臓器不全——熱中症は生命の危険に直結する。

交渉において、教室の冷房について保護者団体に負担をおしつけず、県としての対策をとるよう求めたが、一般教室へのエアコン設置については特別支援学校での段階的設置にとどまっている。

昨夏は、夏の高校野球茨城県大会一回戦の3日間に26人の救急搬送者を含む220人の熱中症患者を出した（本紙第1069号・2013年7月25日）。

来年度の高校野球応援での熱中症多発について、県教委としての対応を求めたが、一切具体策を示していない。このまま漫然と従来方法を踏襲すれば、早晚重大事故をひきおこすことは必至である。（この件は、交渉続行となった。）

○放置される放射能汚染

高教組は、県南の「ホットスポット」地域の学校（本紙第1063, 1064, 1067号）について国が除染を怠っているので設置者である茨城県が何らかの措置をとるべきであるとして対処を求めている。これに対し、8月に保健体育課学校保健・安全担当の郡司寿係長は「（除染すべきという）気持ちは同じだ。どういう対応をとれるか、検討させていただく」旨回答した。

ところが、11月の交渉に無断欠席したあげく、1月には、県独自の対処をおこなわないと回答した。幾重にも約束を破る不誠実な態度であり、交渉参加者から公務員としての職責を自覚しない態度に批判の声があがった。

除染が必要でないとする根拠

を問うと、「0.23 μ Sv/hのところには長時間とどまらなければ健康への影響はない」というものであった。

これに対し、(1)校内にはひろく汚染物質が堆積しており、それらの場所に近づかないことは無理で外部被曝は不可避であるうえ、(2)側溝・芝生などに堆積・付着した放射性物質は、今後風雨や工事により飛散・移動することは避けられず、呼吸による吸入や飲食物への混入などによって内部被曝を引き起こすことは必至であるから、早急に収集・隔離すべきと指摘した。

しかし郡司係長は、「外部被曝」と「内部被曝」の意味の違いすら知らないなど、放射能対策に関して基本的理解を欠いており、なんの根拠もなく無責任に拒否回答を繰り返すのみであった。

児童・生徒・教職員の生命・健康に関する重大問題がいくつも指摘されているのであるから、本来であれば保健体育課長が出席して回答すべきところである。権限のない係長だけを出席させ、根拠もなく無責任な発言をさせている茨城県教育委員会の姿勢は容認し難い。✖

臨時教職員交流会で年度末の健康保険継続問題討議

茨高教組臨時教職員部は、1月19日の午後、水戸市国際交流センターにおいて、臨時教職員の交流会「ぶっちゃけの集い」（第10回）を開催した。

高等学校、特別支援学校、聾学校から参加があり、これまでの経験や現在の状況、日頃感じている事などが自由に話し合われた。児童・生徒のために真摯に仕事に取り組んでいる様子が伝わってくると同時に、一方で、療養休暇の取得について悩み、次年度も雇用が継続するかどうか

不安を抱き、年度末に健康保険（「協会けんぽ」）が「切れて」不便を強いられている状況が改めて浮き彫りとなった。

県教委が臨時教職員の任用期間の終了を3月27日としていることによって、「協会けんぽ」の加入資格は2月末までとなっている。そのため、3月に「国民健康保険」へ移行し、次年度の雇用が継続すれば4月に「協会けんぽ」に再加入しなければならない。その上、保険証の交付が4月中旬から下旬になるた

め、その間医療機関で受診する場合には別の手続きが必要となる。

これについては「協会けんぽ」を継続できるよう、従来も県教委に要求してきたが、参加者から「健康保険被保険者資格証明書交付」制度の活用が提案された。

臨時教職員部は今後もこうした意見交流会や職場でのアンケートを通して、勤務条件の改善にとりこんでいく。✖

ロック『統治二論』における国家創設の目的としての“プロパティ”

社会契約論における自然権と社会形成の関係

自民党が2012年に公表した「日本国憲法改正草案」は、日本国憲法における基本的人権規定を「西欧の天賦人権説」として根本的に排除しつつ、軍国主義的・全体主義的国家体制の樹立をめざす。

しかし、自然権思想と社会契約論を全面否定することは、現代国家存立の基盤を破壊することに

なる。基本的人権をみとめず国家の正統性を論証するところみとしての「改憲草案」は、成功しないのである。

「自民改憲草案」の自家撞着を、前号のホップズにつづいて、ロックの論理の分析によって明らかにする。

ホップズとロック

絶対主義の擁護者という根拠のない誤解のもとにおかれたホップズとは対照的に、ロックはアメリカ独立革命の思想的根拠とされ、近代国家原理の定礎者としての不動の地位を占める。このように、教科書的な類型的解釈は過度にホップズとロックの差異を強調し、一方を「絶対主義の擁護者」、他方を「近代民主主義の旗手」に祭り上げる。

時代背景を無視して捏造された両者の「差異」に幻惑されず、

自然権と社会契約による国家創設というふたりの論理の共通性に注目しよう。

ロックの『統治二論』

ロックの『統治二論 Two Treatise of Government』（1690年）は、タイトルのとおりふたつの部分からなる。第1部は、王権神授説によって専制支配を擁護するためステュアート復古王政期（1660-88年）に再刊された、サー・ロバート・フィルマーの著作『パトリアーカ』の批判にあてられる。（三流思想家フィル

マーはロックのおかげで、政治思想史に不朽の名を残すことになった。）

『統治二論』の第2部は「政治的統治 Civil Government」の成立と目的ならびにその交代に関する議論が展開される。（Civil Governmentは、かつては「市民政府」と誤って訳された。17世紀当時の“civil”は“political”と同義である。governmentは機関としての「政府」ではなく、行為としての「統治」である。）

『統治二論』のサブタイトルが著作の構成を簡潔に表現する（以下、訳は加藤節の岩波書店版〔2007

年)による。ただし一部改訳)。
「前篇では、サー・ロバート・フィルマーおよびその追従者たちの誤った諸原理と論拠とが摘発され、打倒される。後篇は、政治的統治の真の起源と範囲と目的とに関する一論考である。」

ホッブズをうけつぐ

ホッブズは、人間の感覚・感情・理性などの分析からはじめ、集団としての人間の状態(自然状態 natural condition)の解明へとすすむ。個人としての人間が組織体としての政治的共同体を形成する全過程が、外部からの介入の結果としてではなく、内的要因による自己運動として記述される。

ホッブズによれば、政治的共同体 commonwealth の設立 institution は、人々の群衆 multitude が次のとおり合意することによって実現する。——各人 everyone と各人とは、人々のなかで平和に生活しほかの人々から保護されることを目的として、ひとりまたは合議体 assembly に自分たちすべての人格 person を表現する権利を与え、そのひとりまたは合議体の行為と判断を、じぶんたちのものとして権威づける authorize ことを契約する covenant——

ホッブズにくらべるとロックの記述はあっさりとしていて、ホッブズのように物体 body としての人間(現代風にいえば生物としてのヒト)の分析から段階をおって順次複雑で高次の段階へと体系的に論証することはしない。しかし、『統治二論』の叙述を見てゆくと、自然権の内

容、自然状態の実状、自然権放棄による政治的統治の樹立の経緯などについて、『リヴァイアサン』におけるホッブズの論証とおおむね同じ趣旨の主張が提示されている。

戦争状態でもありうる自然状態

『政治・経済』の教科書などでは、ホッブズが自然状態を悲惨な戦争状態 condition of war として描くのに対して、ロックは自然状態を自然法 law of nature が支配する平和な状態として捉えるのであり、両者の思想はまったく異なるという典型的な説明がされる。しかし、これは誤りである。ロックはいう。

「人々が理性に従ってともに生活しながら、しかも、彼らの間を裁く権威を備えた共通の上位者 common superior を地上にもたない場合、これこそが、まさしく自然状態にほかならない。」そして、「実力行使それ自体や、他人の身体に対する実力行使の公然たる企図が存在しながら、それからの救済を訴えるべき共通の上位者が地上にいない場合、それは戦争状態である。」(II-19 [後篇の19節。以下同様])

ロックにとっても、自然状態は常に平和な状態なのではない。戦争状態としての自然状態もありうるのだ。

「〔自然状態において〕損害を受けたものは、自己保存の権利 right of self-preservation によって、加害者の財貨または奉仕を自分のものにする権力 power をもつが、それは、すべての人間が、全人類を保全する権利 right of

preserving all mankind、またこの目的のために合理的なこと reasonable things なら何をしてよいという権利によって、罪悪が再び行われることを阻止するために罪悪を処罰する権力 power をもつ〔からである〕。」「このように、自然状態においては、すべての人間が殺人を犯す者 murderer を殺す権力をもつ。」(II-11) まるでホッブズの言葉と見紛うばかりである。

ロックは、パトロンのシャフツベリ伯爵とともに、カトリックの大国フランスの絶対君主ルイ14世と提携して宗教弾圧を強めるイングランドのステュアート復古王政勢力と対立し、カトリックの王弟ジェームズ(のちのジェームズ2世)の王位継承排斥問題で生命の危険にさらされていた。

ロックにとって、復古王政は「人民を外国の勢力に引き渡し」(II-217)、「最高の執行権力をもつ者が、その責務を怠ったり放棄したりして」「統治を解体し」(II-219)、「信託に背いて行動し」(II-221)、「人民のプロパティを奪い、破壊しようとする」勢力であった。それはイングランド社会を戦争状態としての自然状態へと転落させるものにほかならなかった。

同意による社会の形成

戦争状態を回避し、平和と安全を実現するにはどうすべきか。ロックの主張をみてゆこう。

先述のとおり、自然状態は容易に戦争状態に転化する。すなわち、

「〔自然状態における人間は〕

自分自身の身体と所有物との絶対的な主人公」であるが、「だれもが彼と同じように王であり、彼と同等者であって、しかも大部分の者が公正と正義 equity and justice との厳格な遵守者ではないので、彼が自然状態においてもっているプロパティの享受はきわめて不安定で不確実である。」(II-123)

平和と安全を実現するためには、自然状態を脱して社会を形成する必要がある。

「私がプロパティという一般名辞で呼ぶ生命 lives、自由 liberties、資産 estates の相互的な保全のために、彼が、すでに結合しているか、あるいは結合しようと考えているほかの人々とともに社会 society を作ることを求め、すすんでこれに加わることを欲するのは、決して理由のないことではない。」(II-123)

社会は何者かによってあらかじめ与えられているのではない。人間がみずからの手によってつくり出すのである。

「人間はすべて、生来的に自由で平等で独立した存在であるから、誰も、自分自身の同意 consent なしに、この状態を脱して、他者のもつ政治権力に服することはできない。従って、人々が、自分の自然の自由を放棄して、政治社会 civil society の拘束の下に身を置く唯一の方法は、他人と合意して agreeing with other men、自分のプロパティと、共同体に属さない人に対するより大きな保障とを安全に享受することを通じ

て互いに快適で安全で平和な生活 comfortable, safe, and peaceable living をおくるために、一つの共同体 community に加入し結合することに求められる。」(II-95)

共同体の権力は何者かによって与えられるのではない。一人一人の人間がもっている自然の権利がその起源となる。

「人々は、彼ら一人一人がもっていた処罰権力 power of punishing をすすんで放棄し、その権力が、自分たちの間でそのために任命された者によってのみ、そして、共同体自体が、あるいは共同体からそのための権威を授けられた人々が合意した規則に従って行使される be exercised ようにするのである。ここに、われわれは、統治と社会 governments and societies とのそもそもの権利と起源 right and rise とを見るとともに、立法権力と執行権力との本来の権利と起源とをも見るのである。」(II-127)

前号でみたホッブズとまったく同じく、ロックにおいても個人の自然権が国家権力の起源なのである。

自然権理論と社会契約論を「西欧の天賦人権説」と称して全面排除する自民改憲草案は、基本的人権だけでなく、国家権力の論理的前提まで全部否認していることになる。軽率な人権否定が国家存立の基盤を掘り崩す愚行にほかならないことは明らかだろう。「草案」が、日本神話にたよって現代国家の存在意義を語る時代錯誤におちいるのも必然である。

ロックにおける「プロパティ」

これまでの引用文中に何度も出てきた「プロパティ」についてふれておこう。従来『統治二論』における「プロパティ」は、「所有」ないし「所有権」と誤って翻訳され、理解されて来た(鶴飼信成訳岩波文庫版など)。上の引用部分をみても、「所有〔権〕」と訳しては意味が通らないのに、堂々と通用してきた。ホッブズだけでなく、ロックもまた正當に理解されてこなかったのである。

ロックのいう、政治的統治 civil government 実現の目的としての各人の「プロパティ」には、「生命 lives、自由」も含まれる。資本主義的な私有財産制度をまもるために国家が樹立されるのではない。そうしてみると、日本国憲法第29条が保障する「財産権」(英訳では right to own or to hold property)を、たんにモノとしての財産の私的所有という資本主義的原則ととらえるのではなく、第25条の「健康で文化的な生活 wholesome and cultured living」と一体的なものとして理解し、解釈しなおすべきであろう。

福島第一原子力発電所の事故により、国民のプロパティ(生命=生活 life、自由、資産)が大規模かつ深刻に侵害された。プロパティを守るべき政治的統治によって、国民のプロパティに回復困難な打撃をもたらしたのである。現代のわれわれは、ロックの議論を参照しつつ基本的人権の内実をとらえなおす課題に直面しているのではないだろうか。☿